

(別添)

新型コロナウイルス感染症の影響で自動車整備技能登録試験が延期になったことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについて

1. 対象者

以下の全ての要件を満たす者。

- (1) 自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号。以下「検定規則」という。）第 6 条第 6 項の表第 5 号の登録試験のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となったもの（以下「延期試験」という。）の申請者
- (2) 延期試験の再開後の直近の登録試験（1.（1）と同一の種類 of 技能検定に係るものに限る。以下「受験予定試験」という。）を受験する者

2. 自動車整備士技能検定の申請

- (1) 1. の対象者のうち、受験予定試験の合格により試験の全部免除を希望する者（以下「申請者」という。）は、延期試験に合格していた場合に、検定規則第 6 条第 6 項の規定により実技試験の免除が受けられる期間内に、検定規則第 20 条に基づく申請を運輸監理部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所（以下「運輸支局等」という。）に郵送又は FAX 並びにその他地方運輸局又は沖縄総合事務局で定めた方法により行うこと。なお、同条第 3 項に規定する「試験の免除を受ける資格を有することを証する書面」については、申請に基づき（一社）日本自動車整備振興会連合会が発行する「自動車整備技能登録試験の受験申請受付済み証明書」（別紙参照）に代えることができることとする。また、申請手数料については、2.（3）の申請の際に納付すれば良い。郵送による申請の場合においては、同条の申請に必要な書面に加えその写しを添付することとし、必要な書面に加えて切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
- (2) 運輸支局等は、2.（1）で郵送による申請の場合、申請された書面及びその書面の写しに受付印（申請日は、配達受付日とする。）を押印のうえ、申請者に本紙を 2.（1）の返信用封筒を使用して返却すること。また、FAX による申請の場合、申請された書面の写しに受付印（申請日は、送信日とする。）を押印のうえ、申請者に FAX にて返信すること。

- (3) 申請者は、受験予定試験の合格後 14 日以内に、2.(1) と同一の運輸支局等に、2.(2) で返却又は返信された書面を提出（受験資格を有することを証する書面、実技試験の免除を受ける資格を証する書面及び「自動車整備技能登録試験の受験申請受付済み証明書」については提示）するとともに、登録学科試験合格証書を提示すること。なお、受験予定試験に合格できなかった者及び 14 日以内に上記書面を提出等しなかった者の 2.(1) の申請は無効とするものとする。

3. 技能検定の施行

本取扱いによる検定規則第 5 条第 2 項に基づく技能検定は、2.(1) による申請が行われた日を同項の申請があった日として行う。

(別紙)

令和 年 月 日

自動車整備技能登録試験の受験申請受付済み証明書

氏 名 :

生年月日 :

上記の者は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった以下の自動車整備技能登録試験の受験を申請し、 県自動車整備振興会において受付済みであることを証明します。

受験を予定していた試験の種類	
受験を予定していた試験名	
受験申請受付日	
延期となった試験の合格発表予定日	
自動車整備士技能検定規則第6条第6項の表に掲げる免除を受けられる期間が経過する日	

令和 年 月 日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会
試験部長

【記載例】

(別紙)

令和 年 月 日

自動車整備技能登録試験の受験申請受付済み証明書

氏名： 国土交通 太郎

生年月日： 平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった以下の自動車整備技能登録試験の受験を申請し、〇〇県自動車整備振興会において受付済みであることを証明します。

受験を予定していた試験の種類	1こ
受講を予定していた試験名	令和〇年度第〇回自動車整備技能登録試験（学科試験）
受験申請受付日	令和2年〇〇月〇〇日
延期となった試験の合格発表予定日	令和2年〇〇月〇〇日
自動車整備士技能検定規則第6条第6項の表に掲げる免除を受けられる期間が経過する日	令和2年〇〇月〇〇日

令和〇年〇〇月〇〇日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会

試験部長 〇〇 〇〇